

講演録

第 207 回定期講演会 講演録

日時: 令和 2 年 2 月 26 日 (水)

会場: 日本消防会館

「官民連携のまちづくりは『公園から!』」

千葉大学・横浜市立大学非常勤講師・SOWING WORKS 代表 町田 誠

ご紹介いただきました町田と申します。よろしくお願ひします。肩書があまりなくて、千葉大学と横浜市立大学で教えていただけなのですが、組織に属さない生き方をすることになってしまっています。もともと様々な問題意識があって、現在でも地方公共団体から呼ばれたり、地域で公園をフィールドにした PPP の活動などを進めている方々の中に飛び込んでいって、公園という土地を使って、地域や生活の価値をどれだけ上げられるか、公民連携とか官民連携というような取り組みが成果を上げられるか、というようなことを人前でお話をするという活動をやってきています。

正直に言うと、国土交通省の現職の頃からやってきていて、2014 年ぐらいから、足かけ 7、8 年ぐらい続けている活動ということになります。何故こういう活動に入ってしまったかという、最後は国土交通省の公園緑地・景観課に在籍していたのですが、地方公共団体に出向するということが若い頃に全然なくて、最後の方になって、さいたま市と東京都に出向したのです。東京都では、公園緑地部長もやらせてもらったのですが、そこで感じたことは、公園という土地の使い方、使わせ方があまりにも頑なだということです。皆が使いたいと思っているのに、そのリクエストに応えることがほとんどなくて、それが嫌で嫌でたまらなくて、国交省に戻ってからこの活動を始めたのが 2014 年頃、という訳なのです。それに加えて、二度、国際博覧会を経験していて、民間セクターの多くの友人から生の声が届きやすい環境にいたということも、公園の活用のための活動に身を置いた大きな理由かもしれません。

私のいつものお話のターゲットというのは、地方公共団体の公園の管理をされている方々が多い

ので、「意識を変えましょう」、「マインドを変えましょう」というのが私の主張で、本日の皆さま方はこうした主張を聞いていただく主たる対象ではないのですが、皆さま方は、公園を使って下さる貴重な方々、というのが私の頭の中の整理です。ですから、新しい制度を活用して、公園の中に収益上げるようなコンテンツを導入しながら、あるいは、規制緩和の中で、公園という土地をどんどん使っていこうというような、流れが実際に動きはじめていますので、皆さま方もお聞きになったことがあるかもしれませんが、公園にいつい興味を持ってもらいたいと思っています。

公園を使いたい方々にその気になってもらう一方で、地方公共団体に出掛けていって、もっといろいろとやれる社会環境を整えましょうと主張していかないと、公園の活用は実現しないわけで、こうした活動はエンドレスなものであると感じている次第です。

最初の写真ですけれども、これは甲府です。甲府城があって、駅の近くで、この空地は何かというと、公園を拡張する構想が進んでいる公共事業用地です。この土地があって、背景に甲府城が見えていて、隣には県庁があったりするわけです。この土地の公園計画をどうしようかということなのです。公園の部局が、著名な先生方を集めて、いわゆる「復元計画」のようなものを策定しているのです。この広場の奥の右手の方には堀が伸びていて、そして、この広場を堀の延長線上で復元しましょうというような話が動いています。だけれども、片やまちづくりグループの若い方々というのは、復元というのはあまり面白くないな、この町にとってあまり有用ではないなと思っています、写真に見られるよ

うなプレイスメーキング的な動きをしているわけです。去年11月ぐらいの話ですけれども、プレイスメーキング的な実験をやりつつ、土地の使い方として、甲府という町にとってどういうものが良いのか、一部復元でも良いですけれども、どういう使い方をするのが、公園という社会資本が、甲府という町のためにあって良いのかということ、先入観なしに考えるというようなことをしていけないといけなのではないか、という問題意識を感じることができる写真なのです。何となく普通に復元しましたという仕事では駄目ではないかというような趣旨でこの写真を表紙にしております。

この日本地図も、15年ぐらい前ぐらいに作ったのですが、公園という社会資本ストック、11万カ所、12万ヘクタールを、税金だけで管理していくのはすごく大変ですよ、ということ、地方公共団体の公園の部局の方々にリアルに、一瞬にして理解してもらいたくて作ったものです。12万ヘクタールを1カ所に集めればどのぐらいの大きさなのだろうか。沖縄で話す場合は、12万ヘクタールは沖縄本島1個分ですよ。この近辺なら東京都23区と川崎市と横浜、合わせて12万ヘクタールですよ。これを税金で全部これから維持管理していかなければいけない土地だと考えると、とんでもない仕事でしょう、みたいなお話をしてくれているということです。縮尺が小さいですから、あまりリアリティーを感じませんが、沖縄の本島に立ってもらったことをイメージしてもらって、空港でも、国際通りでも、自分の足が着いている地べた、この島全部1個をずっと公共施設、公物として、税金で管理しなければいけないというふうなイメージを働かせていただければ、とんでもない作業量の仕事がこれから先、30年、50年、100年に待っているということを理解できるわけです。100年後にも公園が世の中にあって良かったねと言われるためには、きちっと持ちこたえていかなければならない。そういう仕事がこれから待っているのですよ、ということです。

先ほどイベントを持ち込んでも断られるというような話をちらっとしました。公園が使われてない、というようなことは、別に私が声高に言わなくても、誰でも皆言ってくれるのです。去年の9月末、「噂の東京マガジン」という番組で、「できないことだらけ！公園は何のためにあるの？」。遊具のテープが巻かれている写真は、事故が起きたり

しないようにということで、老朽化した遊具にこういうテープが貼られているのが写真になっていますが、基本、公園って禁止看板ばかりで全然使われていないのではないかと、という問題意識のコーナーでした。

次の写真は、ついこの間、1月30日に、「禁止だらけ！奇妙な公園」、遊べない公園が増える背景に何があるのか、こんな特集が朝からやっているわけです。遊べない公園の背景にある社会問題は何か、というようなこと。

翌日31日は、今度はNHKです。23区では、ボール遊びを、一部を除き原則禁止している。「禁止だらけ、公園で何が!?」、人影がまばらに、といった具合です。

こういうことを社会から言われれば言われるほど、公園って要らないよね、人がいないんだから要らないよね、と言われるようになってしまうわけです。私にとってみると、要らないよねと言われるのが一番嫌なのです。私どもの先輩方がずっと造ってきた13万ヘクタールの社会資本が要らないと言われること自体が、とっても嫌なのです。

要らないと言われないようにしなければと思う一方で、実際のまちづくりの現場では、いわゆる活動系のまちづくり、リノベ系のまちづくりなど、最近大きな流れになっているまちづくりの中では、公園は注目の的なのです。私もこの手の活動に身を投じているのですが、こういう方々と一緒に活動していて、ふと気が付くと、公園関係者とかランドスケープの関係者は、こういうまちづくり活動にはほとんどいないのです。これも不思議な現象なのですが、そうした中で、この人たちは、公園とか、緑だとか、緑地だとかに興味津々なのです。特に公園は町の中にあるオープンスペース、社会資本ですから、様々な活動のタネ地として、すごく興味津々なのです。色んな使い方ができて、まちづくりの拠点になると思われているのに、ここにランドスケープの人たちがいない。そして彼らが、公園を使わせてくれと、公園管理者である地方公共団体に言いに行くと、使わせてくれないという話ばかりなのです。使わせてくれないのなら、自分たちで民間の手で公園を造るから、もう公園なんか要らないと、そういうことをこの人たちも言い出しかねないのです。それは困るのです。困るから、僕はこの中に1人入って活動しているということです。

公共空間の逆プロポーザル、ご存じの方がいらっしやるかもしれませんが、過去2回ありました。一昨年は公共空間のプロポーザル、去年が「逆」プロポーザルということで、公共R不動産の馬場さんがいて、何をやっているかという、要は民間の方々と地方公共団体の方々と引き合わせるイベントなのです。一昨年は、地方公共団体が自分の所の土地、物件で使っていない、遊休不動産を持ってきて、こんなものがあります、あんなものがありますと言って、民間の方々が見て、そこに入って資産活用する、そういうマッチングがあったのです。去年は、逆プロポーザルで、民間の企業の方が、「私たちには公共空間や遊休不動産を使いこなす、こういう技術があります、そういう仕組みを持っています」というようなプレゼンをされて、聴衆である地方公共団体の方々が、これは良い、その技術をウチに持ってきて下さいと、地方公共団体の方々が手を挙げるわけです。ここでマッチングされて、実際に具体的な土地、物件において、問題解決したりするわけです。ここの中で、地方公共団体の方々が持ち込んだ案件の一番数が多いのが、なんと、公園なのです。持て余しているということなのです。ショックなわけです。

これは、ついこの間撮った写真ですけども、東京の都心の中の公園。大阪もそうでしょうけれども、住居の定まっていな人たちが夜な夜な集まって、ワンカップとかチューハイ飲んだりして、あまり治安が良くない、そういう空間が、新宿とか池袋とか渋谷とか、そこそこにあるわけです。これは神田の神保町です。外周にフェンスを設置して、夜間になったら閉めますという公園。そういう公園があるから社会問題だと言っているのではないのです。そういう公園があるのもしょうがない、というくらいはもう覚悟している。何を言っているのかと言うと、3カ所入り口があるのですが、昼間から開いていないから誰も入れないのです。開いてなくても、開いてないこと自体が社会問題にならない。神保町の靖国通りの一区画裏です。この神保町の一等地で、5000平米か6000平米か分かりませんが、全然使われていない土地があって、真っ昼間から開いてないことを、誰も苦情を言わないわけです。これが僕にとってみると、すごく気になってしまうのです。もう要らない公園予備軍だというふうに見えてしまう。私の活動は、公園を要らないと言われぬようにしよう、という

ような活動なのです。

さて、いよいよ謎のちゃぶ台の写真、謎の縁側の写真です。公園の管理が頑なのは、色んな方々が来て様々な主張、苦情を言ったり、周辺の住民の方々ととの軋轢があつたりして、ある意味しょうがないという思いもあるのですけれども、この写真は、公園が軋轢の場に向かわない一つの例です。これは岐阜県の各務原市にある公園の横に建っている、民間の敷地の中の民家ですけども、一言で言うとレストランなのです。地域のカフェだったり、レストランだったりするわけです。皆さんご専門ですから分かりやすいと思いますけれども、この宅地、接道していないのです。元岐阜大学の農学部で、今は公園にだけしか接していないのです。あとの2辺は、民間の宅地と接している。この建物は、今現状、レストランです。このレストランは、公園に向かってだけ営業をかけるのです。公園からこのレストランにお客さんが入って行って、お客さんはこのレストランから公園に出て行く。こういう構図なのです。

何が言いたいかというと、一般的な公園管理者であつたら、これは認めないことを、ここでは認めているということです。これが例えば、ファミリーレストランだつたと思って下さい。公園との境界にあるフェンスや塀などをレストラン側が取り払って、公園に向かって入り口を作って、公園に来た人から客を連れていくという商売を、公園管理者は認めますかということなのです。全部認めれば良いと言っているわけではないのですが、各務原市はこの案件を認めているということが、私はすごく良いなと思っている。

もちろん、ここでやっている人たちというのは、各務ヶ原暮らし委員会と言って、若者たちが一生懸命やっているのです。夜な夜なこういう所で、次の土日のイベントは、とか話したり、お母さんたちがここに集まったりして、ご飯を食べたりしているわけです。そういうレストランだから認めているのかもしれませんが、それはそうかもしれないけれども、公園との敷地を接しているこの建物を所有しているお婆さんがもう施設に入らなければいけない、建物は壊したくないと言ったときに、そのお婆さんから、じゃあ私たちが借りますからと言ってやっている食堂、その地域の活動が公園と共にあつて、昔なら認めないような形でもここでは

認められていて、この建物が生きている。公園にしても食堂と一体としてもっと使われるようになる可能性があるという、この絵が私は好きなのです。

次はこの逆の話なのですけれども、昔はこんなことを言っていましたという話題。これ、都市公園法施行令ですけれども、都市公園に売店を設ける場合には、出入口は外に向けてはいけません。こんなことが、公園法の施行令に書いてあったのです。25年前まで。地方分権など色々な流れの中で、25年前に、売店の入り口が外にあっても良いというふうに、これは消されたのですが、条文は消したけども、「外周に向けてのみでは駄目」という通達を同日付で出しているのです。公園施設なのだから、公園の中から入れる入り口もなくては駄目です、というようなことを、当時の建設省が出している。この通知が生きているか、死んでいるかというのは、今はどうでも良いのですけれども、昔はこのような感覚だった。この感覚の何が嫌かという、公園の中に入った人だけを対象に「公園の効用」というものを考えるという、その体質が嫌なのです。公園の外側に向かってしか出入口がない売店があったって良いではないか、歩道を歩いてる人だって公園利用者と同じではないか、あるいは、公園から離れている人だって公園の利用者だというぐらいの考えをしていかないと、公園が町のための施設、装置という気持ちにならない、ということなのです。先ほどの各務原市の物件と全く真逆のことが、昔はこういうものが法律の施行令で書いてありましたということです。公園の効用というのを公園の中に閉じこめないで下さい、公園の利用者という概念も公園の中に閉じこめないで下さいというようなことを、私は全国の公園管理者に向かって言っているわけです。

結論的に言うと、公園のことだけを考えている状態とか、公園を良くしようと、公園のことだけを見つめてしまっている状態というのは、意味のない状態だと思っているのです。パークマネジメントという言葉が近年、出てきますけれども、パークマネジメントとは進んだ公園管理の姿という、そういうイメージで言われるわけですが、パークマネジメントということを使い過ぎると、エリアのこと、町のことを忘れてしまう傾向、公園のことしか考えないという傾向が、どうもあるなどというような気持ちになっています。

キーワードとしては、公民連携だとか、官民連携

だとか、あるいは公有財産の活用だとか、エリアマネジメントだとか、こういうようなキーワードがあって、とにかく最上位の概念に、地域を良くするとか、生活を良くするというような、そういう概念を持ってきて、そのために、これからの公園のことを考えましょう、というようなことを言いながら、活動しているということです。

さて、公園の仕組みというのは、太政官布達というもので始まっているのです。明治6年になって、太政官という役所、官職からお触れが県知事宛てに出て、これから公園という仕組みを始めるので、もしもやりたかったら図面を添えて大蔵省に出してこいと。ターゲットになっている土地は、東京であれば浅草寺とか寛永寺とか、京都だと清水寺とか嵐山の寺社の境内地です。明治新政府のもとで廃仏毀釈令が出て、明治4年に寺社領上知令が出て土地が取り上げられていくわけです。この取り上げた土地をどうしましょうか、というようなところから、公園の歴史が始まっているようなものです。

こうした流れで始まった公園という行政が、公園管理のためのお金なんて元々地方公共団体になかったの、どうしてよいか分からない。お金もないのに公園なんか管理できない、というような中で、公園の中に料亭を建てたり、寛永寺や増上寺が元々持っていた敷地の中に人を住ませたりして、土地の使用料とか借料だとか、そういうものを収入源として公園の行政が始まりました、ということなのです。税金なんか使っていません。昔は公園という土地の中で、今でいう公民連携なり、官民連携が実現されていて、そのお金で公園が経営されていた。極端な言い方ですけれども、そんなことで始まったのが公園行政ですから、これからの時代柔らかく考えていきたいと思いますという話です。

この地図が明治10年の上野公園。明治16年になると、ここに初めて日本鉄道の電車の線路が敷かれて上野駅ができます。その前から敷地全部が上野公園だったわけです。これらの土地全部からお金が上がってきたということです。上野公園の中には、明治8年からやっている韻松亭という料理屋さんが建っている。韻松亭のような料理屋群は、東京商工会議所（当時、宮籍会議所）に東京府が相談して、中に料亭を建てさせてくれ、そうしたらその料亭の上がりを渡すからといって建った建物なわけです。韻松亭は明治8年からその建物の

まま営業していますというのが、今、公園政策の歴史の生き証人のように、上野公園の中に現存しているわけです。

これは芝公園の地図です。現状の芝公園は、ドーナツ状に公園が残っている。中に東京プリンスホテルが建っていて、増上寺があって、その周りをぐるっと囲んでいる土地が公園。本当はもっと先まで一帯が公園でした、ということです。東京タワーが建っているのがこの辺。ここに芝の大門があります。これ、全部が公園で、ここに例えば原敬とかの政府の要人などが住んでいたわけです。皆この中に住んでいて、借地料としての上がりがありました。この大門の所有をめぐるって、東京都と増上寺がこの間まで揉めていた。俺のものだ、と言い合っていたわけではなくて、老朽化して、どちらかが直さなければいけないけれども、増上寺は、東京都のものなのかどうなのかと言っていた。東京都は、台帳に載っていないというようなことを言いあっていた。そうしたやり取りがあったのですけれども、多分、2016年春頃に解決していると思います。そういうふうに揉め事になるぐらい、この大門は公園区域にあったという証拠なわけです。公園の全ての土地が公園でした、ということなのです。

浅草も全部公園でした。浅草はもう公園が少しもなくなってしまいました。全部なくなったけれども、仲見世も、国際通りに面している六区も、全部浅草公園でした。そもそも一区から六区というのは公園の地区名で、これらの土地からたくさんの上がりがありましたということです。ここが今の時代に下ってきて何が起きていたかということ、これも一昨年、3年ぐらい前になりますけれども、仲見世の家賃が急に上がって騒動になりました。中に入っている店子さんたちは、こんな高い家賃じゃ経営できない、いきなり16倍ですって何だよと。その原因は仲見世の建物は元々東京都のものだったということです。東京都がこれを浅草寺に渡したら、浅草寺が固定資産税払わなければいけないから、家賃を上げるわけです。家賃を上げるという騒動がニュースになっていたというのは、全域が公園だった証明、名残なわけです。3年前に名残がなくなってしまったわけですがけれども、こんなふうにして公園というのが町の中で経営されていた、というのが公園の真実なのです。これ、明治時代の絵で、今の仲見世ではありませんけれども、こんなふうな状態でした。

これらの公園は太政官布達の公園ですけれども、日比谷公園は、市区改正条例でできた公園で、今、年齢で言うと、115歳です。これは有名な首かけイチョウですけれども、115歳の公園の中に、115歳以上の木々に囲まれて、115歳の松本楼が建っています。日比谷公園ができた瞬間から、松本楼は建っているのです。今、公園にレストランやカフェを設置するというようなことを、最近やるようになり始めていますけれども、こんな明治時代のセンスで公園行政が現在動いているかどうか、という問題意識もあります。私の仮説でいうと、戦後、官と民の仕事をすごくはっきり分けようというマインド、官は公権力、民は私権の主張になっていって、公園の中から、昔からあるようなあいまいな権利、既得権といたり、不法占用と呼ばれたり、そういう民の財産を、きっぱり追い出していくのが公園の適正化、というような仕事になったのではないかな。そういう仮説を持っています。

これは明治42年の東京市の条例ですけれども、公園の区画、公園の土地を使用させるときは公入札、と書いてあるのです。今風な感じですよ。3年前に法改正で作ったPark-PFIという制度の中は、入札で良い条件で土地を使ってくれる人に使ってもらおうというセンスですけれども、明治時代はそのセンスだったのです。もちろん、規定の使用料はあるけれど、入札に付したら落札金額で借り手を決めて貸しますと。いい札を入れて下さる方に公園地を貸してあげますよと。こんなことを明治時代にやっていたということです。

これは昭和13年、戦前の東京市公園墓地経済歳入・歳出です。戦前に至るまで、東京市の歳入の中に税金は1円もないのです。歳出の方を見ていくと、公園の維持管理費だけでなく、公園を新たに造る、土地を買うようなお金まで、原資に税金を使わないでやっているということです。土地の使用料、施設の使用料、そういうような使用料を原資にして、新しい公園を造っていた。職員の人件費に至るまで、税金は使わずに特別会計で経営していたというのが、戦前の東京の公園経営だったのです。今、全国津々浦々でこれができるとは言いませんけれども、少しぐらいはこういうセンスになっても良いのではないかということです。

私がこうした活動を始めたもう一つの動機は、日本の都市があまりきれいではないな、というところが出発点になっている。都市空間がきれいで

所に竹の台という広場の話です。上野公園は145歳の公園なので、植わっている木は皆145歳以上。日本の気候帯で145歳の木の中に入ったら、ジャングルの中にいるのと同じです。この広場を造る前は、この写真の左右から木がいっぱい、鬱蒼と茂っていたので、244本の木を切った。それほど大きな社会問題になりませんでした。

こんなに鬱蒼とした公園では駄目ではないかということで、平成19年から20年にかけて、上野公園を再生しようという計画を、東京都はつくったわけです。それで最初にできた広場がここ竹の台広場で、平成24年の春にできあがりました。木を244本切りました。大きな広場を造りました。これで薄暗いジャングルみたいな公園ではなくなりました。東京の国立博物館の帝冠様式の屋根も見えていますという、この状態になったわけです。

こういう広場になったときに、ここに現れてくるのが、スターバックス、カフェなのです。別にスターバックスだけが好きなわけではないですけども、このようなカフェのようなものが両側に建っている。やはり、都市的な広場の所には、何となくこういう飲食のサービスだとか、こういう時間を消費するような仕掛けのようなものが付き物だというようなことが、東京都の方々の仕事でもって分かるわけです。これはPark-PFIの制度ができる前ですから、普通の公園の設置管理許可というもともとの公園法上の制度をつかっています。上野公園に韻松亭が建っているのと全く同じ仕組みでやっています。全く同じ仕組みだけれども、器用にそれを使いこなして、建物を建てたのは東京都で、その東京都の造った建物を管理している東京都公園協会という所がテナントさんを募って、テナントさんからはいっぱい使用料が入るわけです。いつ行ったら、ここには行列ができています。そうすると、その売り上げの一部は東京都公園協会の中に入ってきて、東京都公園協会は東京都に建物の使用料を払うけれども、お財布の中にお金が余っちゃうわけです。余っちゃうお金でもって、公園をきれいに管理していますという、こういう構図なのです。そういうことができるわけです。夕方になると、こんな風になかなか良い雰囲気です。

この写真は何でしょうか、という問いかけも、地方公共団体を巡ってはいつもしています。これも東京都の上野公園の公園施設なのです。公園法でこんなに柔らかいことができますというのです。

これはJR上野駅の不忍口を下りて見上げた所で、西郷さんはこの左の上の方に建っている。ここに元々、聚楽という飲食店が入っていました。聚楽は昭和35年に建っていたのですけれども、その聚楽の建物が、公有財産の目的外利用という手続きでやっていたらおかしいだろうと、東京都の中で問題になってしまって、分かりました、じゃあ、公園法の中で処理しますと言って、建て替えの度にこれを公園施設にしていっていったということです。だから、ここには銀座ライオンって書いてあったり、叙々苑って書いてありますけれども、これらは全部公園施設です。叙々苑に行って焼き肉を食べた人は、公園利用者ということです。これができてしまうのが都市公園という公共施設なのです。

これはつい最近の例。今年になってからの話です。僕はこういうことをやられる前に、公園がどんどん売り抜けなければと想定しているのですけども。いわば「道路の広場化」です。これ、仙台駅西口の青葉通の一区画。駅前の広場から直近の所ですね。ここを歩行者専用にするということを市が検討していますというニュースです。道路が本気になったら、もう公園なんか要らないよと言われてしまうのではないかと思って、今まで述べたような活動を急いでいたのですけれども、いよいよこういうことになりました。道路法の改正も、今年の国会の中でどうも想定されているということですから、公園の利活用ももっと急いで進めていかなければいけないな、というふうに思っています。

公園法は、すごく柔らかく書いてある。公園施設もすごく幅広く規定してあって、建ぺい率もどんどん緩和してきている。いわゆる占用許可、これは前回の法改正で保育所などの社会福祉施設も置けるようにしたけれども、公園施設は民間の方々も置けます。公共団体の方々しか置けないという、そういう仕組みではありません。法律ができたとき、昭和31年に、明治8年からの韻松亭が不法なものにならないように法律ができています。民間の方々が公園施設を置けますということ。

それからもう一つ、指定管理者制度というもの定着しています。指定管理者制度を、道路や河川が使っているのはあまりあり得ないですけれども、公園の場合は幸いにも使われているということがあって、この設置管理許可という仕組みと、それから指定管理者制度、これを組み合わせることによ

って、民間のセクターの方々が公園をどんどん使いこなして、公園の中にお客さんがどんどん入ってきてくれるというような、そういう絵がつかれるということです。あと、イベントみたいなことも、大概のことはできてしまう。これの許認可も指定管理者に下ろしているのが半分ぐらいあるので、こんなふうにして公園というのは、どんどんこれから生かしますというお話です。

この設置管理許可も、全部で6万件ぐらいあります。世界一美しいスターバックスと言われる公園施設のスターバックスがあったり、後から出てきますけれども、天王寺公園、動植物園の入り口の所の「てんしば」もそうですし、この設置管理許可という制度を使って、公園の中に民間の方々が施設を造るというのは、法改正の直前から盛んにやれるようになっていきますということです。

これは沼津の「INN THE PARK」というもので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、県の愛鷹広域公園と市の愛鷹運動公園がくっついていて、この市の公園の中に、少年自然の家という、ボロボロでどうしようもない施設がありました。壊すしかないけれども、壊すのにもお金がかかってしまうという中で、建物の利活用の制度設計なりに関わっていた、先ほどの公共R不動産の馬場さんのところの「オープン・エー」という会社ですけども、その馬場さんが、もう自分たちでやりますと言って、お金も大してかけずに、政策金融(Minto機構の融資)も使って、この少年自然の家をよみがえらせた。そういうことが民間の方々はできてしまう。すごく大きな会社の方々だったら、こういうやり方はしないかもしれません。この人たちがやったのは、とにかくペンキで白く塗っただけ。それでお金もかけずに、テーブルも昔のまま。ロール紙を転がして、センスよくこの場を使いこなしていくということです。先ほどのこの球体のテントと効果が相まって、土日は予約が取れませんというような施設になってしまっています。年間の売り上げも、1年目は予定を上回ったと聞いています。これも都市公園法の設置管理許可という仕組みでやっています。

これは管理に関する許可の方の例ですけども、イオンモールが隣にある公園を管理している例です。千葉市だってお金がいっぱいあるわけではないですから、公園の草を刈るのも大変です。けれども、イオンモールならきれいな公園でイベント

をやって、そこにお客さんがいっぱい来るのはご自身のためにもなるし、お客さんが外に出て楽しいなど言ってくれば言ってくれるほど、売り上げも上がるわけですから、こういう公園が成立してしまうということです。イオンモールが公園を管理して、年間30万人のお客さんに来てもらっているという例が千葉にあります、ということ。指定管理じゃありません。千葉市は維持管理費を1円も負担しない管理許可で成立しています。

次の例は、ちょっと趣旨が変わってきますけれども、事例としてこれから増えると思います、いわゆる自治会の財産を公園の中に入れてしまう例。これは、公園法の中に私権の制限というのがあって、公園法の中でそこが最後の砦みたいなところなのですけれども、自治会の財産、自治会館みたいなものを公園施設の集会所として設置管理許可を出してしまい、けれども、公園の管理に参加してもらいますとか、イベントのときには使いますとか、色んな理屈を付けてやっている例です。これは、これから小さい公園をどうにかしていこうというときに、手段、手法としてあり得るなと思っています。あとは地域の方々がこういう花壇をつくったりとか、占用の方で言うと、福岡は屋台文化ですから、その屋台を条例の中で占用許可物件に入れていたりといったことで、地域それぞれでもって公園の使いこなしがどんどん進んでいますということです。

指定管理者の例で言うと、これも極端な例ですけど、大阪城公園で今管理しているこの大阪城PMOという共同事業体、大阪市から1円も指定管理料をもらわないで大阪城公園全域を管理しているわけです。もちろん、天守閣に登る人の入場料は、この人たちの懐に入ります。それ以外に既存の建築物を利用してレストランを造ったり、ショッピングモールみたいなのを造ったり、子どもの有料の広場みたいなのを造っていて、何かやる度にコンサバな人たちから、公園等の使い方としていかなものか、みたいな意見は出るのですけれども、年間2億6000万円のお金が払える公園管理が、大阪だったらできますよということ証明しているのです。

こうしたことが日本全国でできるとは言いませぬけれども、地方圏だって、北海道の岩見沢でも70万人お客さんが来るようなテーマパークが、指定

管理者制度と設置管理許可制度の組み合わせによって実施しているのです。

この指定管理者制度、全国の公園で随分と進んできていますけれども、指定管理者の属性という意味では、いわゆる地方公共団体の外郭団体である法人の比率というのは、どんどん下がっている。この8年間で、構成比で15パーセント以上下がっている。増えているのは、民間の方々です。民間の方々が一生涯懸命公園を使いこなすプレーヤーになりつつあるというようなことが、こういうデータを見ても分かっていたらと思います。

指定管理に付されている面積ベースで言うと、12万ヘクタールの内に、4万5000ヘクタールぐらいが指定管理です。もう既に40パーセントぐらいが指定管理者の管理になっているということです。傾向としては、大きな公園だったり、有料施設だったり、運動施設がある公園というのが、指定管理者制度をよく使っている。属性、人格としては外郭団体みたいなところがまだまだ半分ぐらいやっているので、これから先というのは、小さな公園も含めて包括的に、ゾーンでもって指定管理に移行していくということを検討しなければいけない。ここ港区でも、2017年頃からエリアの公園を一括して指定管理に踏み切っています。東京23区でも、包括的に指定管理者に出してしまう、契約の相手方としては民間事業者が指定管理者になる、というようなことがこれからどんどん起きていきます。

都市公園を持っている地方公共団体の数は、是全国の自治体1740のうち1460ぐらいある。そのうち指定管理者制度を導入しているのは、もうすでに3分の2ぐらいの1000弱ある。けれども、思いつきチャレンジングな指定管理者制度の運用をやっているのは80ぐらい。定性的な分析でしかないのですが、一歩踏み込んだ指定管理者制度の運用をしているのは80ぐらいの地方公共団体。小さな公園も含めて、民間企業だったり、NPO法人だったり包括的にやってもらうというような、そういう制度の使い方をしていく事例が増えていってもらいたいと思っている。

いわゆる持ち込みのイベントみたいな話だって、日比谷公園でビールのイベントをやったり、大阪城でバイクのイベントをやったりしている。元々公園でのイベントを許可するのは、首長さんの判断です。首長がこういうことを認めることができ

ると条例の中で書いてあるので、首長がやると言えば、やれてしまう。やれないというふうに思わされていることが問題で、例えば東京の公園で言うと、日比谷公園が100歳になった15年前ぐらいに方針を変えている。それまでこういう興行的なイベントはやらなかったのです。だけれども、勇気のある公園緑地部長がいて、やはり興行的なことをやらなければ駄目だというようなことで、条例を変えずに内部文書で運用を変えて、こういう興行が東京都の一部の公園でも打たれるようになりました、ということなのです。

イベントの許可は、条例の中で行為の制限の中で書かれていて、首長が許可をすることになっている。これ、富山市の場合ですけれども、富山市は、持ち込みイベントは、指定管理者制度を使っている公園は、首長ではなくて指定管理者が許可できる、ということをやっている。こういう権限を指定管理者に付託してしまっているのか、付託していないのかを見ると、東京とか川崎とか横浜とか、愛知県だとか、公園の管理が歴史的にしっかりしていると思われているような所は、意外と権限を外に出さずに自分のところ、役所の中に残している。そして、そういうエリアでは、市民からの公園はイベントをやらせてくれない、と言われがちである。そういう傾向もあります。

これは悪口になってしまうかもしれませんが、こういう広報がホームページに出ている例です。

「区立公園でイベントを開きたいのですが」という質問が来ましたと。回答は、「区立公園では、区の事業、地元商店会・町会以外のイベントは許可していません。申し訳ありませんが、都立公園や、他の民間敷地をご検討ください」。こうしたことが許されているというところがすごく気に入らないのです。こんなことを書いてるようでは駄目なのです。イベントをどんどんやって下さいよと。もちろん、色々課題はあります。地域の方々も含めて、いざこざもあるかもしれないけれども、「公園ではイベントはできない」というようなことを書いていては駄目。

この事例、何でそういうことになっているかというと、少々マニアックな話で申し訳ないのですが、東京都の公園条例にはイベントという概念がないのです。イベントを許可しますという条文がなく、東京都の公園条例のスタイルを採用している都内の市区町村には、イベントで公園

の敷地の一部あるいは大部分を独占して使わせるという概念、条文がない。他の市町村はそうではない。当時建設省が示した条例のひな型を使っているの、イベントは首長さんの許可行為と書いてある。全国で東京都と、東京都内のいくつかの市区町村だけが、持ち込みイベントを許可するということが条例上できない。すごくマニアックな話ですけれども、こういう所に住んでいる人たちはちょっとかわいそうだなと、私自身は思ってしまうのです。

これ、東京都の公園条例です。あらかじめ知事の許可を受けた場合はやっていいよという行為の中に、イベントというのがない。ちょっと変わってる条例なのです。無いのに、日比谷公園ではビールのイベントをやっている。これは、先ほど言った勇気のある15年前くらいの公園緑地部長が内部文書で、持ち込みイベントを、条例の中の「物件を伴わない占用」、これも珍しい概念ですが、これを充てて許可するというのを周知したことから始まっています。

公園管理者の方々に向かってお話しする内容なのですが、昔、公園の管理は「維持管理」と言っていました。植物など、外形的な維持保全のイメージ。その次の時代は、「管理運営」と言うようになりました。利用者サービスの概念が入っています。そして今は「パークマネジメント」。こんなふうには変わってきているのですけれども、さらに最近では「公園経営」とか、地域経営みたいな言い方もしています、昔の「維持管理」と言っていた時代は、利用者指導などという言葉があったくらいなのです。公園の利用者に向かって、コラって怒るということです。この言葉、さすがにもう使っていませんけれども、実態はここにどまっているのではないのですかと問いかけたい。指定管理者制度を使っていたとしても、自治体の方の顔色ばかり見ていて、利用者に向かってはコラってというような管理になっているとしたら駄目ですよ、こういう化石時代の公園管理にとどまってないですか、みたいなことを常に投げ掛けたりしております。

次は禁止看板の話。これは東京の世田谷区内にある公園ですけれども、ここの公園にはこういう禁止看板が立っている。テントは駄目。テーブル、椅子、要はピクニックみたいなことをここでやろうとしてもできませんと、東京都公園協会が言っ

ているのです。火気厳禁。イヌもここに入れては駄目です。ボール遊びは当然駄目です。自転車も駄目です。公園、テントは使えません。小さい子どもを連れてきたお母さんは、ポンと投げたら三角になるポップアップのテントみたいなもので日陰をつくって、ここでお父さん、お子さんと一緒にピクニックでもしようかなと思ったとしても、駄目ですと書いていて良いのですかと投げかけても、これは直らないです。一回立てた看板は、引っ込みがつかないのです。何でテントは駄目かという、ホームレス問題があったからです。もうここにホームレスの方々は寝泊まりしていないけれども、テントを許可したら、泊まって良いと言っていることになってしまうので、ということなのです。

ホームレスの問題はまた別にやらなければいけないのです。社会全体でどうするかという問題であって、公園管理者がここはテントは駄目ですという看板を立て続けるというのは、社会の一員であることを放棄しているように見える。

この広場でテントを解禁するために、アウトドア系の企業さんに協力してもらって、テントのイベントでもやっちゃおう、それでこの看板外してしまおう、というくらいの乗りで行かないと、看板も外せず、永遠に公園の効用発揮を放棄しているに他ならない。

次の禁止看板は、新宿の中央公園です。一個一個理由があるのは分かりますけれども、書き方が良くない、駄目、駄目の12連発だから、やはり見てしまうと、こんな公園って？となってしまうのです。これは東京23区立の小さい公園のパターン。ワンちゃんも入れない。リードしていても。ワンちゃん、夏に散歩していて、肉球がどんなに熱くても、このオアシスには入れないわけです。公園に入ることができませんと言われてしまう。衛生的なことを気にする人もいるだろうけど、どんなに小さな公園だって、エリアを区分することくらいは出来る。そんなことすらしらない。苦情があれば、禁止する。

役所を辞めて1カ月位経ったときに、無作為のサンプリングで全国の公園条例100の中で禁止行為の根拠条文を調べてみました。

条例には個別具体的に、ワンちゃん駄目です、ボール遊び駄目です、自転車入れちゃ駄目ですとは、書いてあるわけではない。何を根拠にしてあなたたちは看板を立てているのですか、ということなの

ですけれども、条例には、こうした禁止行為の根拠となるような書きぶりが三つ、3パターンがあります。「公園の目的・用途外の利用」。冒頭に申し上げた「公園の効用」に照らしたような書きぶりがある。これも何を言ってるのかちょっと分からないです。公園の目的・用途とは何ですか、概念としてみんな共有されているんですかと。堂々巡りの議論になってしまうのです。次のパターンとして「管理上の支障のある行為」という書き方もあるので、これも利用者からしたら分からないです。管理者の勝手でしょ、ということになってしまう。管理者のご都合でどうにでもなるのですか？、と。唯一分かるのが三つ目の「他の利用者の利用に支障」があったり「迷惑となるような行為」は駄目ですよという書き方。これは誰にでも理解できます。他の人のことを慮ったり、思いやりの心でもって、皆で楽しく使いましょうねと言っているのです。この表現のまま、で看板立てていけるぐらいの文化にしなければいけないのではないかなと、私は思っているということです。

次に、だれが、この個別具体的な禁止事項を決めているか。ワンちゃん駄目、自転車は駄目と、駄目駄目項目を決めるときに、首長さんまで決済を取っているか取っていないか調べてみると、100自治体のうち10分の1が首長の決める、としておりました。他の90パーセントは現場の方々の裁量で、決められてしまいます。一クレーム、一看板と言われるのは、こうした背景があります。苦情の数だけ禁止事項があると。

ただ現場の方々が立っている厳しい環境も私は分かっています。公園の管理者、管理人というのは、クレームを受けるのが仕事というような構造になってしまっているという事実もあります。道路を歩いたり、河川敷を歩いたりして、ちょっと不陸があったりして、何か躓いたから、「よし、河川管理者に文句を言ってやろう」とか、歩道を歩いていたら前から自転車がすごい速いスピードで来たから、「道路管理者に文句を言ってやろう」という人は、ほとんどいないです。だけれども、公園の中で起こることというのは、必ず「文句を言ってやろう」ということになる。ほぼ、苦情となる。

こうした環境に身を置く公園の管理人というのは、公園を積極的に使いたいという何かのアクションを受けたときに「駄目です」という反応が習慣となって行って、いざこざが起きないように禁止

看板を立てるとというのが仕事のスタイルになっていきます。この悪循環から抜け出すということも、もっと社会的なアプローチ、解き方をしていかなければいけないです。こんなことも、追い追いつき組んでいかなければいけないと思っています。

一つの解法、一つのヒントとして示せるのが、これ、NPO 法人が指定管理者となっている公園の看板です。駄目駄目という看板ではないのです。こういうふうにしましょうよと書いていたり、先の例では「花火は駄目」と書いてありましたけれども、これは「打ち上げ花火が駄目」と書いてあるのです。住宅地の真ん中です。でも普通の花火は良いという社会環境をつくり出している。何かが違うのです。民間セクターの方々が公園の指定管理者になっていると、住民の方々も苦情の言い方が優しくなる。これ、本当なのです。公務員に対しては厳しく言わなければ気が済まない。民間の方々が公園管理をしていると、まあいいか、みんなで仲良くやるかみたいな空気になっていく可能性があるということです。これ、事実です。

もっと極端な例を先日見てきたので、これ。この看板は、指定管理者制度を使う前は、広島市の管理している事務所の名前が書いてあったのですが、そのころは毎日苦情の電話が鳴る。大切にしましょうとか、汚さないようにしましょうとか、迷惑、イヌの糞などが書いてありますけれども、この看板で、毎日、市の事務所には苦情の電話がくる。しかし、指定管理者制度を入れて地元の自治会が指定管理者になった。看板には「尾長地区連合町内会」と書いてある。自治会が指定管理者になると、苦情電話は一切かからない。苦情を言う人は居なくなるのです。自治会長さんの電話番号にかけて苦情を言う人はいない。知り合いだから当たり前でしょうという、ことではなくて、苦情は本質的に言わなくても良い程度のことなのだけれども、市役所が相手であるというだけで、苦情の呼び水になっているという事例なんです。苦情に応じて禁止看板を増やしているというような悪循環から抜け出すようなヒントというのは、こういうところに確実にあると、私は確信しています。

さて、苦情看板の話につながる話。これ、豊田市の例ですけれども、市役所にすぐくアグレッシブな都市整備部長がいて、名鉄とJRの間にある「新とよパーク」という名前の駅前の広場を整備した。これ、公園ではないのです。駅前広場が木が茂って、

いつも人がいない、雰囲気が悪い。どうにかしようかなと、ここにどういうものを持ち込んだかという、いわゆるスケートボード系。こういうアクティビティーを受け入れる広場を造ってしまおうという、常識的に言うと、一番やりたくない、すごくクレームが来るやつです。ガラガラと音がする。都立の公園の中でスケートボードをやったら必ず笛を吹かれる、そんなアクティビティーを、この広場でやろうと。ただ、こういうちょっとやんちゃな子たちがいつも使っているだけではなくて、やんちゃな子たちがもっと小さい子たちと空間を分かち合って使うカルチャーを実現した、ということで、でき上がりました。実際に細かいござはあるみたいですが、小さい子どもたちも一緒になって、駅前広場で遊んでいますということが、実際にできてしまっているということなのです。

そして、この部長がやりたかったのは、これ「できます看板」です。何々禁止ではない。ボード遊びできます、ストリートスポーツできます、火の使用できます、音楽演奏できます、イベントできます、出店、販売できます。意地でもこれがやりたかったという話なのです。こういうことを公園管理者はできますか、という投げかけです。次に、名鉄の駅の反対側に、都市開発用地で暫定的な土地の使い方例、「トヨシバ」ですけれども、銀行がひとつなくなった場所の、今風なまちづくり活動です。お店が入ったり、色々皆さんが展示するようなスペースを造った。アクティビティー系のこういうものがどどん街の中心部でできている、という事実です。この部長も公園の技術者ではありません。ただ、こういう空間の使いこなすということについて、すごくこだわりのある人です。

ついでにいうと、これは名古屋の堀川です。その河川区域にお店が出張っています。これ、河川法の中でちゃんと占用許可の手続きでもってやっているものですが、この中で河川管理側の人たちが立てる看板に「イベントをしませんか」と書いてあるのです。「イベントをしませんか」と看板を立てられる公園管理者がいますか、ということです。イベントができます、どうぞ、計画を持ってきて下さいなんて、そんなこと言っている公園管理者はいないでしょう。そうやって公園をどどん皆で使ってもらおうということにしてかなければ駄目ですよと、そのような投げかけを、300回もしてきていますということです。

2017年の公園法などの改正前でも、勇気のある所はどどん公民連携やっていますという例です。これは、天王寺公園の入り口の「てんしば」です。一言でいえば、真ん中に大きな芝生広場があるショッピングモールです。公園法の公園施設の中に「売店」とか「飲食店」がありますが、公園に親和性の高いお店でショッピングモールができているということです。こういうものを、近鉄不動産さんがやられている。このショッピングモールが、公園の中だけで回っているわけではないのです。これだけで黒字になっていてハッピーという話ではないのですが、近鉄不動産さんはこのエリア一体をマネージしなければいけないわけです。このエリアが良くなるために、この空間が必要で、この空間が良くなるから、このエリアが良くなる。その中で、ここで多少の赤があったって、「てんしば」を回して、地域を回すということにすごく価値があるということなのです。

できたばかりの頃の写真で、ちょっと木が小さくて迫力がありませんけれども、入口はこんな感じですよ。ショッピングモールにしか見えませんよね。中の芝生は、いつも芝生の管理が大変とか聞いてます。いっぱい使われてしまうから。続いて、この奥の動物園本体の方の入り口に店舗をつくって、そちらの方も絶好調とだと聞きました。こういう公園経営みたいな取り組みは、大阪の場合は首長さんの強い意志があり、必然的にこういうスタイルが実現されているということです。

「てんしば」が西の雄なら、東の雄は池袋の「南池袋公園」です。先ほどの近鉄不動産の「てんしば」は、ワンカップを飲んでカラオケをみんなでやっていた所です。青空カラオケ、行政代執行で撤去した場所です。そういうあまり治安の良くない所だったからこそ生まれ変わる、ということもあります。池袋も同じです。昔はこのようなジャングルみたいな鬱蒼とした公園で、ホームレスの方々への炊き出しをやっていた公園の中で、東電の変電施設を地下に入れる計画が出て、どうせやるならと、公園全部を生まれ変わらせたのがこのストーリーです。レストラン一軒しかないですが、イベントやするようなステージや広場があったり、遊具の広場があったりして、いつも人がいっぱいなわけです。ここで管理している人たちも若い人たちで、すごく苦労しているのもよく知っていますけれども、この公園が変わっただけで池袋

のイメージが変わってしまったのです。豊島区というのは、数年前は「消滅都市」だったわけです。消滅都市と言われた豊島区の顔の池袋ですが、今は東京で住みたい町ナンバーワンになってしまうわけです。公園を一個いじるだけでそうなるんだというわけで、先ほどの東京芸術劇場の前の西口公園も円形劇場のように改築されるという動きになるということです。公園一つの力というの、捨てたものではないという証明なのです。

次は福岡の「水上公園」。これは西鉄の方々頑張ってくれているのですけれども、昭和50年代後半に一度改築されたクラシックなデザインの公園に人が入らなくなって、今回、都会的なデザインにして、建物を建ててカフェ・レストランの公園に生まれ変わった。

次は、道の駅の例。現職の頃、「何故、公園の中に道の駅は造れないのか」と聞かれることが結構ありましたが、「そんなことない」という受け答えを何回したか。これは鹿児島島の指宿で、海を見渡す真っ平らな芝生だけの風致公園に、こういう地域振興型の道の駅を造りましたという話です。どちらが社会のために、地域のために役に立っているのかということを実際に考えなければいけないというような好例だと思います。

これらの公園は、2017年改正のパークPFIという制度ができる前からやっているわけです。勇気があるところはやってきました。法改正は大変多岐にわたって、様々な制度ができましたが、これらの中でもパークPFIは大変積極的に取り組まれています。公園の中の占用物件に保育所を新たに入れたり、生産緑地制度の実質恒久措置化の話であったり、建築敷地の空地进行を地域の人たちに公園的に開放していくような制度もありますけれども、パークPFIは、今、実際に手続きに入って事業者が特定されたものだけで35から40ぐらいあります。スライドには予備軍として100と書いてありますが、200ぐらいの事例が続いて検討されています。保育所の占用も30ぐらい。公園の中に30ぐらい保育所は新たに入りましたということです。

パークPFIの今までやった事例の一覧表です。本当はもっと多いと思います。赤い所が供用開始まで行っているところ。たった2年半ぐらい前に制度化されたもので、これだけの事業が動いて、実際に供用開始まで至ったものが5つもあり

ます。政策商品としてはすごくヒットしたということなのです。これからも全国で、バラエティ豊かな事例が多数出てくると思います。

事例ひとつ目の北九州、小倉城の下にコマダ珈琲のオレンジ色の看板だけが気になるのですけれども、これがパークPFIの第一号です。元々この勝山公園は、市役所を建てたりして、公園というよりは、一帯が公園的市街地というふうを考えれば、オレンジの看板でも良いかなとも思うのです。

これは2番目。先ほどは北九州市ですけれども、福岡市の天神中央公園という所。これも結構くたびれていた公園で、県庁の迎賓施設を公会堂として使っていた公園です。この広場にお店を建てて、整理して、広場もきれいにして、都会的な景色がで上がった。夜景も大変綺麗になったという例。

それから3番目は盛岡。盛岡市の木伏緑地というのが北上川のほとりにあります。ここにコンテナの店舗を建てて、景観的に議論にはなりましたが、実際出来上がってしまうと、昼間から皆こういうお店に入って、夜になるとジンギスカンなどを食べたりする。こういうライフスタイルが選択されているということ自体が、さまざまな議論に対するひとつの答えになるのだと思います。

これはもうすぐ一部供用開始になります。一番大きなもので、名古屋の久屋大通りの北半分です。名城公園につながる所で、20数億のお金をかけて、震災復興事業でできた100m道路、クスノキのお化けみたいなジャングルようになった公園を、明るく活発な広場にしたい様々なサービス系の店舗を造ることが、実際に進んでいます。緑の濃さか、都市的活動か、どちらが良かったかは、すべて試行錯誤ですから、議論をすれば良いと思っています。否定的な意見も聞きますが、最初から否定するような原理主義的な主張が横行して欲しくありません。実際に人が一人も歩かない景色を、過去に私も見えています。

三十数例、事業者さんが特定された所で整理してみると、施設の種類、それから入ってくる事業者さんが全国の方なのか、地元の方なのか、JVなのか、単独なのか、地元の参加があるかないか、いくつかのカテゴリーに類型化することすらできないほど多様性に富んでいます。私の希望的な意見を言えば、出来れば地元企業不在のプロジェクト仕立てはして欲しくありません。地元の方々がるっ

きり関わらないというのはどうか、というような気持ちで見えています。中央の方々の仕事であっても良いかもしれませんけれども、地元の方々が構成企業や協力企業として関わる中で、良い事例、公園が生かされている事例がたくさん出てきて欲しいなと思います。

岐阜の公園の中の駐車場をつぶして、ホテルを造っちゃいますという結構極端な例。新宿中央公園。あまりに大々的なことをやりませんと、区の方々からの声を聞いていたのですが、現場に行くと大々の工事で、スポーツを切り口にした店舗展開ができるようです。スポーツカフェみたいなやつです。

豊島区の例です。豊島区の造幣局の跡地大規模プロジェクトで時間がかかっていますが進んでいます。横浜例は、動物の森公園の中のフォレストアドベンチャーです。こういう自然の樹林地を使いこなすパターンもある。

京都の大宮公園は、昔の古い交通公園を今風につ使いこなすパターンです。本当にバリエーション豊かです。

大津の駅前公園です。そんなに大きくない公園ですけども、琵琶湖の方に歩いていく方向にあって前の市長さんが一生懸命肝いりでやって進んでいるものです。

別府の鉄輪公園。温泉街の中にグランピング施設をやりましょうということで動いています。

これも今、議論になっていますが盛岡城址公園、昔の巖手公園、太政官布達公園です。公園区域の一部に、いわゆるファッション系、生活ファッション系のショップを入れようとしているのですが、城跡にふさわしくないのではないかという議論になっています。議論はたくさんすれば良いと思います。ちなみに、文化財のエリアには当然入っていない、日本最初の公園デザイナーと言われている長岡安平という東京府の職員が関わったエリアにも入っていません。

神戸の須磨浦公園の水族館。この一帯のも全部民間活力で出来上がっていきます。これらすべての例が、法改正からたった2年半の間に進められている例です。2年半でこんなに動いてしまうのです。

渋谷区の北谷公園という、超街中のビルの谷間の駐車場？というような公園ですけども、パブリックスペースとして周りの方々と共に使いこな

して生まれ変わらせる例。このような公園だって生まれ変わらせる動機を持っていただけのことなのです。

長崎の佐世保市の中央公園。この公園も古い公園ですけども、今、運動場になっているような場所に子どものための文化施設、遊戯施設みたいなものをやったり、アウトドア系の整備を入れたり地元の実業家さんが頑張っていることになっています。

木更津市の海のほとり。木更津もアーケード街の老朽化がすごいです。臨海部に西海岸風の集客施設を造って、どれだけこれが町中に影響を及ぼしてくれるかというような例も動いています。

九州の国営公園の中のアウトドア系の宿泊施設。沼津の公園の球体のテントと同じものが見えますが、公共Rの馬場さんがやっています。事業者として特定されたばかりです。

ついでにご覧いただきたいのは法令解釈でグレーだけでも、チャレンジして時代を切り開いてきた公園の例です。世の中に迷惑をかけないとか、大きな利害関係を生まないだとか、そういうようなことがなければ、やってみようと思って進んできたものです。こういう例が結局、町に役立つスタイルとして時代を切り開いてきたのではないかと、思っています。

名古屋の「オアシス 21」です。大きい水盤みたいな登れる屋根があって、地下まで全部公園です。これを造るときに、立体公園制度がなかったものですから、公園施設として適切か、20年くらい前に私が国交省にいるとき、相談があったものです。誰も文句を言わないのだったら、問題化されないなら、やってしまうしかないではないかみたいな、私なりの対応で、現場はでき上がってしまうのです。地下3階は店舗があって、地下2階はバスターミナルです。公園施設としてどうやって整理するのですか、みたいな相談だったのを覚えています。その後、平成16年に立体公園制度という制度が追い掛けていくわけです。

これはちょっと今でもグレーですが、横浜の日産スタジアムの中に病院がある例です。これも相談を受けた。誰も文句を言わないのだったら、議会で問題にならないなら、やるしかないでしょうみたいな話をした記憶はあります。私は、基本いい加減なのです。目立たない形をつくれれば良い、看板を

掛けなければ良いのではないかと、言った。今でもスタジアムの裏側からこっそり入るような診療施設になってしまった。ちょっと申し訳なく思っています。普通の診療施設ではなく、スポーツ医学、リハビリなどの診療を行う施設なのです。診療行為があって、診療科目が書いてあったりなので、公園施設という訳には、本来なら行かない。しかし、次の時代には、公園の中に病院が入ってくると思っています。

これも横浜市の例で、元町公園のアメリカ山地区です。立体公園制度ができた後の1号です。下には駅があって、駅の建物の3~4階と屋上が公園です。3階、4階には結婚式場といわゆる保育系施設、子ども園がある。子ども園は占用物件として、2017年の法改正で整理されましたが、このときは公園施設で、体験学習施設で行こうということで実現しました。

ここまでは相談受けて地方公共団体が行った例。最後に、自分がやった例です。東京都の公園緑地部長の時に、舎人公園の中に大きな発電施設を造れと言われた。東北の震災の時に、舎人ライナーがとまって、計画停電が行われたエリアです。気持ちは分かりますが、公園の外の施設のための機能を果たす施設は公園施設としては読めないのですが、やってしまったという例です。隣接して、トラックターミナルがあって北足立市場があって、こうした物流の拠点の機能も、災害の時に機能するように、大きな発電容量のガスタービン施設を公園の地下につくった。公園法ではどうしても読めないけれども、誰も文句を言わないから、やるしかないと思い、私がやりました。本当は1万キロワットでやりたかったが、出来たのは4,800キロワットの発電施設となったので舎人ライナーは1両ずつしか動かないのですけれども、今度地震があっても、舎人ライナーの乗客は地面に降りることが出来る。物流拠点もダウンしない。法令の解釈以上に社会的な効用を優先させてしまう、ダメな公務員の仕業かも知れませんが、大きな災害が発生した時、この仕事の意味が発揮されるわけです。

先ほどの「パークマネジメント」の話で、パーク、パークと言っていると、パークのことしか考えなくなってしまう、本当はエリアのことを考えなければいけないのに、公園の中だけに固執してしまうようではいけないと気付かせてくれた人の話で

す。一緒に講演活動をしている中で「パークマネジメント」という言葉に初めて触れた建築系の方が、「パークマネジメント」とは何ぞやと、整理してくれたのがこのスライドです。パークマネジメントとエリアマネジメントを対比する概念でとらえています、対象エリアでいえば、パークマネジメントはこうでエリアマネジメントはこう。実施相手はこうで、実施内容はこう。対比の概念ですよね。これで彼は一生懸命パークマネジメントを理解してくれようとしたのです。それで気づいたのですが、これは対比の概念でとらえられたのはいけな、と、彼のおかげで気が付いて、パークマネジメントと言うのはもうやめようではないか、と今は話しています。公園の境界線に立って、公園の中ばかり見るような公園管理者なんか要らない、こういう気持ちなのです。公園の境界線に立って、町の方を眺めて、それでこの公園がどうすれば町の役に立つのかを考える公園管理者像を目指さなければいけないと強烈に思ったので、パークマネジメントという言葉も捨ててしまおう、そのような気持ちになりました。公園はエリアマネジメントの原点である、というスタンスでこれからもやっていきます。

これは私の仮説ですけれども、昭和の時代、特に戦後以降、公園というのは、町から縁を切るように造っていた。これは造園の技術者の多くの方に、DNAとして入ってしまっている。しかしこれからは町ににじみ出すようにして公園を造らなければ駄目だ、管理しなければ駄目だ、町が公園の中に入ってくるように造らなければ駄目だと、そういうふうに思っているのです。

どういうことかということ、公園の周りに木が植えられているということが、皆さんも多分、全然不自然なく認識されているのではないかと。こういう公園を見ているので、不自然には感じないと思います。これ、何で敷地の境界に木が必要だったのか、ということを考えなければいけない、ということです。全国各地どこへ行っても、街中のそこそこの大きな公園なら、外周の樹木がもはやジャングルのようになっている。公園緑地マニュアルという、日本公園緑地協会というところが出しているマニュアルも、平成10年版まで、街区公園、近隣公園、ちょっと大きい地区公園、皆外周植栽をきっちり書き込んでいる。なぜ周りを樹木で囲まなければいけないのかを議論したことはあまりな

いと思うのです。名誉のために言うと、このマニュアルの平成11年版からこういう図はなくなりました。公園計画にモデル図なんてあってはいけません。

この写真、広島市の福山市の小さい公園。駅のすぐそば。この小さいスペースを町のためにどうやって生かそうかというワークショップです。そのワークショップで与えられた公園がこれだったので。そのワークショップに行く前に、現場を見て、思うわけです。外周植栽の生き残りがあります。小さい植込みはほとんど枯れてしまっている。公園の敷地は、なぜ周りの地盤から40センチぐらい擁壁が立ち上がっていて、レベルが違っている。フェンスも付いている。ボールがころころ転がって車にひかれてはいけなからかと思うけれども、ボール遊び禁止と書いてある。仮に、このフェンスもなくて、グラウンドレベルも一致していて、余計なものなくて、この舗装のままでもいいです。そういう空間だったとしたならば、まちづくりには生かされるのではないですか、そういうイメージションが働きませんか、ということなのです。

今度スターバックスが建った別府公園も、外周植栽がすごいです。街中の一区画だけでも10ヘクタールはある大きく美しい公園で、立地する扇状地の地中に埋まっていた石を使って擁壁を立ち上げ、外周すべてに刈り込みがあり、特注のフェンスがあって、そして濃い外周植栽に囲まれている。この公園で起きることは何かというと、公園自体はすごくきれいだけれども、町からこの公園の中は何にも見えない。この周りは官庁街にも近かったりして、街区もすっきりしているのです。この景色も公園から見えない。そしてスターバックスが今度建ったのは、公園から道路を隔てた駐車場です。1年半前に私が訪れたとき、事業者の公募にも入っていなかったのですが、カフェを道の反対側の駐車場の片隅に入れようと言うので、公園の中に入れるべき、駐車場なら、せめて入口から公園の中が唯一見えるビスタの上にカフェを置くべき、というような話をしました。先日訪問したら、公園の入口正面にスターバックスが建っていました。

これだけが正解だとは言いませんが、ここにカフェあるのとないのとでは違うのです。店内にもいっぱいお客さんがいました。鶴見岳とか由布岳の美しい景色を眺めながら、コーヒーを飲むことができるのです。

外周植栽の三つ目は、国営昭和記念公園です。立

川の駅がすぐ近くにあって、画像に映っている公園に隣接する街区はもうすぐ街びらきです。この街区をどうするかというようなテーマのフォーラムの中で使ったスライドです。私か37年前に新規採用されたのは昭和記念公園で、この西側の方の地区で外周植栽を担当しました。

写真で分かる通り、公園がどんなにきれいでも、通りを往く人から公園の様子は全く見えない。濃い緑の壁があるだけです。こういう公園のあり方でおかしい、外周植栽とは何だろう、こう思うわけです。外周植栽っておかしいなど。

色々思い巡らしての仮説なのですが、公園の中をサンクチュアリ、ユートピアにする装置として外周植栽という習慣が生まれたのではないかという仮説に辿り着きます。昭和30年頃は、まち中は交通戦争と言われる状態だった。子どもも含めて年間1万7000人も8000人も交通事故で人が死んだのです。高度経済最長の中では車の排気ガスもひどかった。中央分離帯の木々は真っ黒でした。外は交通安全を声高に叫ばなければいけない交通環境で、大変な大気汚染。そんなまちの中で、公園は安全で清浄な空間となって子供たちの安全な遊び場にする必要がある、と誰でも自然に思ったと思うのです。だから、公園は木で囲って、中をユートピアにしましょうというふう公園を計画した。そのDNAが、今も造園技術者の私の中に生きています。ぼーっとして公園の平面図を書けと言われて、外周にくるくると樹木を表す無数の円を描いてしまうかもしれないです。

けどもう現在は、そういう発想ではいけない。時代は変わったのです。

交通事故の死者は3000人程度、で交通戦争というような社会環境ではない。また、排気ガスがモクモクというような環境ではありません。その実証がトンネルの照明ランプです。古いトンネルの画像、オレンジ色の低圧なナトリウムランプです。なぜナトリウムランプだったのか。透過性の高い光源だったのか、ということです。今ではこれ、新東名の新しいトンネルは、白色のLEDです。透過性を優先させてオレンジ色の光源にする必要はもうないのです。時代が変わって、技術が変われば、必要な装置も変わってくるのです。同じようなことが公園にも起こっていて、町と公園の行き来、透過性を妨げているような外周植栽などというものは、なくしていかないといけないのではないですか、

というようなことを、造園界が皆で考えましょうというくだりです。まちから公園の中の美しい景色が見える。公園からも美しいまちの景色を見ることが出来る。こうした公園の姿をこれからの目標にしなければなりません。シームレスなまちづくりの装置になる公園のあり方。

透過性の高いまちづくりとはこのようなものだという例です。博多のまちを例に挙げます。これは大堀公園の辺りから天神、中州にかけてのエリアです。博多の公園は、県も市も、次から次へと新しい取り組みをしているので、嫉妬するぐらいの目で私は見えています。先日、福岡県と福岡市に行ってヒアリングをさせてもらったのですが、一個一個の公園にさまざまな仕組みで改築したり、パークPFIで事業を入れたりしているのです。最近だけでなく歴史的に見ても相当前からやっている。

東公園は太政官布達の公園ですけれども、土地利用の転がし方、使い方の柔軟性というのが、おそらく明治時代以降ずっと一貫通貫している思想としてあるのだと思います。そうした結果出来上がっているのが、昨今話題のウォークアブルシティ、これからの国交省の政策ですけれども、そのウォークアブルシティというのが体現されている町なのかなと思っています。

東公園は明治14年に造った太政官布達の公園の中に現在、巨大な県庁が建っている。これは公園をつぶしたというような悪い意味で言っているのではないです。造園の古典的な考え方でいうと、太政官布達公園を大半つぶしてしまって、みたいな話になるけれども、私はそうは思わないです。ここに県庁が来たから、まちの中心部に中に公園ができているわけです。

天神と中州の辺りを見てもらうと、ほとんど全ての公園に手を入れています。現在は、港に近い須崎公園にも市民会館の改築に合わせて、それを公園の中に入れて、市民会館跡地を公園にして、公園の中にあった美術館、昔の図書館を今度、大濠公園の方に持って行く。このように連鎖的にまちを改造していく中で公園が役に立って、公園自体も良くなっていく。

大濠公園です。ポートハウスです。あのロイヤルホストの原点、レストランの花ノ木が終戦後、中洲にできて、それから大濠公園の中に移ってきました。ロイヤル発祥の地みたいなものです。老朽化し

ましたが、改築も迷わず、民間の手で行われました。平成27年頃の話です。その後、公園内に新たにスタバも造って、さらに池の南側に一軒店舗を入れようとしています。

県立の大濠公園の横は市の舞鶴公園ですけれども、ランニングステーション、バーベキューサイトが最近、民間事業者の手によって造られました。

大濠公園のエリアから天神方向に歩いてくると、警固公園があります。1キロぐらいあるけれども、意外と歩いてしまう。街路樹や歩道の幅員などが心地よいヒューマンスケールで出来ていて歩いてしまうのです。ガードレールみたいな余計な構造物もほとんど見られないし、道路が広いということもあるけれども、てくてく歩いて、警固公園までたどり着く。この警固公園も鬱蒼として治安が悪く有名でしたが平成26年頃に、完全に明るい都市型の広場に改築されました。デパートに囲まれた美しい広場です。三越の反対側は市役所が建っています。先日、人工芝がはがされていましたが、市役所西側広場はいつもイベントで賑わっています。

さらに市役所の反対側に行くと、元県庁が建っていた土地に、天神中央公園とアクロス福岡という、階段状の巨大な緑化がされたホールのある官民一体となったビルがあって、天神中央公園の一部が先ほどのパークPFIによる広場の改築が終わっています。公園の横の薬院新川の歩道も心地よいです。北側には、水上公園の新しいレストランがあって、夜になるとこんな素敵な景色になる。一個一個は小さい公園だけでも、この公園たちがすべてつながっていて、那珂川を上流に行けば清流公園があって、チャンネルシティに行き着いて駅にほど近くなっている。ウォークアブルシティとはこのような町なのだろうな、というふうに思えるのですが、その中で公園や緑がすごく役に立っている事例なのではないかなと思っています。この写真は、警固公園のそばの民間のレストランですが、こんな緑の塊のようなレストランが民間さんの手によってできていたりするわけです。

令和2年度税制改正・予算関連資料です。国交省の人が送ってきてくれたものですが、ウォークアブルシティというのを推進するためのスキームです。官民でもって町、都市、空間を使いこなしているということですがけれども、その一個一個を見ると、公園がちゃんとその政策にはまっているの

です。もちろん、街路や歩道の空間もはまっていますけれども、こういうまちづくりを官民上げて実現していくというのが、現下の、これからの政策の基本スタンスに今後ますますなっていくと思います。

このスライドも国交省のスライドで『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市再生」というテーマのスライドです。この中には当然、公園の要素が大きく入ってくるわけです。空間としてどれだけ使われているか。公園は比較的によく使われているというデータです。他の空間に比べても結構優秀ですが、まだまだです。もっと使われる環境を整えていかなければ。

それから空間を使いこなす担い手の方の存在について。使い手の方も、もっと育てなければいけないことが良くわかります。1月31日現在でウォークアブル推進都市のエントリーが済んでいる地方公共団体の数が全国で229。ちょっと前に送ってもらったときには201でしたけれども、もう229になっています。こうやって名乗りを挙げて、歩いて楽しく美しいまちを実現するための動きというのが、これから盛んになるのだろうと期待しています。

次のスライドは何を言いたいのかというと、真っ平らな芝生の力は侮れませんよということです。これは愛知万博で自分でやったものなのですから、イベントをやれば分かるのです。アンジュレーションの無い真っ平らな芝生というのは一番賑わいをつくりだして、使い勝手が良い。「てんしば」もそうです。「てんしば」も真っ平らな芝生。南池袋公園も真っ平らな芝生。このニューヨークのブライアントパークは、すごく有名で、皆さんよくお話をされますけれども、私にしても、「てんしば」も南池袋公園もブライアントパークを真似しているわけではない。一生懸命考えていくと、平らな芝生に行き着くのです。まちの多様なアクティビティの受け皿になるということを確認してやっているのです。

今度、都市局の公園緑地・景観課が中心になって、「芝生のチカラ」を最大限に引き出すためのガイドラインが出るようです。何が書いてあるのか楽しみですが、皆さんも注目していただきたいと思います。

公園の中には、そうはいつでも自由に活発な利

用を妨げる壁がまだまだあると思っています。まちやエリアの価値を向上に向かうのに障壁となっているような壁にはいろいろなものがある。

これは見えないけれども物理的な壁。中野の新しい四季の森公園セントラルパークです。警察大学校などの跡地の再開発。ここに見えない壁がある。キッチンカーから物を買って、公園でみんながご飯を食べている景色です。でも、キッチンカーは公園の反対を向いてしまっている。公園の中にも入っていない。公園の中にも半分ぐらい入れてしまっているから、使用料も格安にするから、公園に向けて出店してくれよと、公園管理者なら言いに言って欲しい。ビルから出てくる人に向かって店舗展開をしてしまっているから、公園がお店の裏みたいな雰囲気になってしまっている。公園管理者はこういうの見ても何にも感じないのかな、と。

まあ、これは単純な、いわば見えざる物理的壁ですけれども、私が申し上げたいのは、管理者側の精神的な壁なのです。公園の中には、これまで話したように設置管理許可で、運動施設だとか教養施設がたくさん置かれて、管理者としてスポーツ関係者、文化関係者、教育委員会など、多くの人格が入り込んでくるのです。全国の公園の中で運動施設がある公園は5000ぐらいある。教育系施設がある公園も3200ぐらいある。小さい街区公園が11万か所のうち8万ぐらいあるので、5000という数字は、ちょっとした広がりのある公園には必ずあるというようなすごい数字なのです。この運動施設が、例えば、スポーツ関係者、スポーツ団体だとか、体育協会だとかの常識、受付と使用許可だけの管理がなされてしまうと、施設は活かされにくい。生かされないという現実、どこでもぶち当たります。受付と使用許可以上のことは実現しない。教養施設もいっぱいあるのです。これら一個一個の施設、管理者の間に壁になるのです。管理者が違う。公園管理者が直営の場合。指定管理者の場合。入ってくる施設が教育管理部局だったり、その指定管理者だったり、いろいろなパターンがあるけれども、これらの間に管理の壁があるというのが、利用者にとって、地域にとってすごく良くない。

これは保育所関係の方々、施設デザインをしている方でワークショップをした時の一コマです。公園もこんなに変わったのだから、公園に入ってくる保育所も、これまでの常識を棄てて、新たな保育所のあり方を模索してくれよ、と叫んでしまっ

たという話です。公園が公園であることを棄てて保育所を占有物件化したのが、あなたたちは保育所が保育所であることを捨てないではないかと。保育所の常識も捨ててくれよ、というような気分になってしまったのです。みんなが地域価値向上という概念に向かっていくために、個別分野のコンサバな原理主義は捨てなければなりません。

映画「ニューヨーク公共図書館」が全国の公共施設管理者の間で話題になりました。3時間半の映画です。図書館関係者が3時間半議論するのを見せつけられるという、とんでもない映画ですけども、そこで繰り返されるのは、コミュニティのためにこの図書館はどう役に立つのかという延々と続く議論なのです。こんな映画を見てしまうと、公園管理者はこういう気持ちで地域のために何が出来るかという議論をしているのかというような気持ちになってくるわけです。皆でもっと議論しなければみたいな感じになってくるのです。

図書館という、すごく不思議な増え続ける公共施設の話。図書館は3300くらいあって、普通、箱物系の公共施設は公共施設等総合管理計画の下で統廃合されて減るのですが、実際他の社会教育施設はどんどん減るのですが、図書館だけは増え続けているのです。2019年は3301でした。なぜ増えるのか、というのがポイントなのです。これもこの間大議論したのですけれども、図書館というのはもう事実上、社会教育施設ではない、ということなのです。求められているのは、教育施設としての図書館ではなく、エリアのための施設だったり、コミュニティのための施設だったり、そういう機能なのでしょう、ということなのですが、誰かそんなことを言ってくれてないかなと思っていたら、根本彰先生という人が2015年に出した本、「場所としての図書館・空間としての図書館」の中で語られていました。「図書館は、コミュニティ構成員は誰もが入れます、滞在されます、色んな知的活動もできるし、何もなくても良い。地域的コミュニティあるいは基本的コミュニティにとって、図書館が果たす役割はすごく大きいのだと。別に目的がなくてもそこにいることを許す公共施設は、図書館以外に公園くらいしかない」と書いてくれていて、私と全く同じ気持ちなのです。求められている図書館というのは、社会教育施設ではないのだな、ということなのです。

一昨年の通常国会で、文化財を首長部局に持つ

てくれるようになりました。去年の通常国会では、地方分権一括法で、社会教育施設も首長部局に持ってくるができるという改正がなされました。その趣旨に何が書かれているかというと、教育委員会に置かずに「観光、地域振興、まちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できる」ため、「地域コミュニティの持続的発展に資する」ため、首長部局に持ってこれるようにしたということです。個別分野の論理を優先させず、社会から求められている行政に進む、すべての行政分野が、個別分野のこだわりを捨てて、社会課題の解決に向かうべきだということなのです。

先日、滋賀県のある現場で、社会教育施設の専門の先生と一緒に委員会をやっていたときに、その人が言うには、最近の首長さんというのは、「社会教育施設でない図書館をつくれ」というようなオーダーを出してくるのだそうです。もう、みんなそういう気持ちになっているよ、ということを教えてもらいました。図書館がそういうふうに言われていて、公園もそのうち同じようなことが言われてしまうのではないかな、というのが私の恐れなのです。都市公園法をかけない公園をつくれ、というふうに言われるようなことが絶対ないようにしなければいけない、というような気持ちでおります。

総括いたします。昔、公園が少ない頃というのは、とにかく面積を稼ぐ必要がありました。公園がある状態を目指しました。それしかメルクマールがないので、1人当たり何平米確保するというのを目標でやってきました。そうした時代は空間デザインを一生懸命やってきました。だけれども、今の公園を見渡すと、人がいないところが多い。人がいないという絵が決定的に駄目なのです。人がいる、賑わっている公園を実現しないと、どう見てもコストセンターにしかならない。不良資産です。首長さんの目に映ったら、壊れたら再投資して再整備しろ、という話にはならない。

しかし、人がいっぱいいて楽しそうにしている風景というのは、どう考えてもまちのプロフィットセンター、ベネフィットセンターなのです。首長さんが見ても、ああ、これは良い施設だなあとなるわけです。朽ちてきたら、もう一回再整備しなさいという気持ちになるわけです。

これからの公園のメルクマールが何かということ、

面積ではなくて、楽しそうにしているエリアの人々の生活、生活時間なのです。この人たちの楽しそうな生活時間をつくるために公園が生かされる。公園が良くなって、まちも良くなるという、この構図を目指していきましょうということを、最終目標にしたいと思っております。

そのためには、公園の中のドメスティックな、蛸壺の中のような議論ではなく、周辺分野の方々と仲良くしなければいけないということです。専門分野にありがちなこだわりを持って、周りに壁をつくっているようであれば、公園がまちのために役立つ資産にならないということです。

結論的に言えば、様々な機能とカップリングされている公園を目指しましょう。外形的には、まちづくりの中で、シームレスで、透過性が高く、多くのアクティビティーが吸収できるような、そういう空間づくりを目指しましょう。そういう空間づくりをするために、皆さんも公園という土地を使う、使い倒すというような気持ちでもって、プレーヤーの一員になってもらいたい、あるいは使い倒していただく一員になってもらいたい、と思っているわけであります。

一番目指さなければいけないのは、既にたくさん存在している公園の社会的な効用を最大化していくこと。社会とか時代の要請に応じて公園も進化させていくこと。そして、地域の価値が向上され、市民の生活時間の価値の最大化を図るということ。そういうところを目指していきたいと思っております。

お話、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。